

豊川市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、豊川市総合計画審議会条例第6条第1項に規定する会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の周知)

第2条 会議の開催に当たっては、事務局が日時、場所等を市ホームページに掲載し、公表する。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名等を豊川市総合計画審議会傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第4条 会長は、会場の都合により傍聴人の入場者数を制限することができる。

(傍聴できない者)

第5条 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会が必要と認めない限り、発言をしないこと。
- (2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 審議会が必要と認めない限り、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第7条 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴人がこの取扱いに違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この取扱いは、令和 6 年 9 月 1 8 日から施行する。